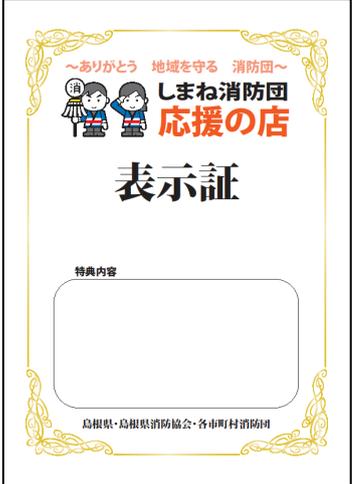


消防団充実強化に係る取組事例

| | | | | | |
|---------|---|-----|-----------------------|------|---------|
| NO. | 32 - 1 | 分野 | 5. その他 (1) 消防団応援の店 | 作成年月 | 令和元年10月 |
| 地方公共団体名 | 島根県 | 担当課 | 消防総務課 | | |
| 連絡先 | Tel 0852-22-5884 E-mail shobo-somu@pref.shimane.lg.jp | | | | |
| タイトル | しまね消防団応援の店 | | | | |
| 取組の概要 | <p>しまね消防団応援の店は、平成27年11月から、島根県、県内市町村、(公財)島根県消防協会の三者により実施している「しまね消防団員応援キャンペーン」の一環です。</p> <p>地域に貢献する消防団員を地域ぐるみで応援し、団員の士気向上、住民の防災意識作りに協力する店舗・事業所を募集しています。</p> <p>また、応援の店として登録いただいている店舗の中には、消防団員の皆様に特典を用意している店舗もあり、消防団員は、(株)山陰中央新報社の実施する、「しまね消防団員さんさんクラブ」事業のカード(利用者証)を提示することで特典を受けることができます。</p> <p>○ 特典例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入金額の5%割引(衣料品店) ・ドリンク一杯サービス(飲食店) ・タイヤ等の商品を10%割引(車用品販売店)など <p>※また一部店舗は、(公財)日本消防協会が実施する全国消防団応援の店にも登録しています。</p> | | | | |
| |  | | | | |
| | (店頭掲示用表示証) | | | | |

しまね消防団応援の店事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仕事や家庭を持ちながら地域の消防防災活動に精励する消防団を、住民、事業者、自治体等が地域一体で応援する気運を高め、消防団員(以下「団員」という。)の一層の士気向上及び地域防災力の充実強化を図るため実施する「しまね消防団応援の店事業」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業は、島根県が県内市町村、(公財)島根県消防協会及び各消防団と相互に協力し実施するものとする。

(しまね消防団応援の店に関する基本的な考え方)

第3条 しまね消防団応援の店(以下「応援の店」という。)は、第1条の趣旨に賛同し、消防団及び地域防災に関するポスター掲示、チラシ等配布、その他PR活動による応援(以下「PR応援」という。)を自主的に行うものとする。

2 応援の店は、登録時に任意で追加する応援活動として、団員等が受けることのできる料金割引、利用ポイント加算その他のサービスを提供(以下「特典応援」という。)することができる。

3 団員は、事業の趣旨をよく理解し、応援の店と連携して団員の確保及び住民の消防防災意識の啓発に努めるとともに、地域一体での応援を受けるにふさわしい高い規律と自覚を持って、この事業に参加するものとする。

(応援店の登録)

第4条 応援の店に登録しようとする店舗、事業所、その他団体(以下「店舗等」という。)は、別に定めるしまね消防団応援の店登録届(以下「登録届」)を、各市町村の消防団事務局または島根県消防総務課(以下「県」という。)に提出するものとする。ただし、組合等の団体が登録届を提出する場合は、別に定める登録届(団体用)により一括して提出できるものとする。

2 県は、前項の届出内容について必要に応じ市町村等に照会し、公序良俗に反するおそれがある等、団員の応援の趣旨に不相当と認められる場合には、登録を行わないものとする。

(表示証の交付)

第5条 島根県消防総務課長は、応援の店の登録を行ったときは、別に定める表示証及び、第3条第1項(PR 応援)及び第2項(特典応援)で定める応援区分を掲示する物品等を交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- 一 表示証を交付された店舗等の見やすい場所

ニパンフレット、チラシ、ポスター、ホームページ、看板、映像その他の広告

(利用者証の提示等)

第7条 団員は、第3条第2項で規定する特典応援を受けようとするときは、(公財)島根県消防協会が(株)山陰中央新報社と共同運営する「しまね消防団員さんさんクラブ」で定める会員証(以下「利用者証」という。)を提示しなければならない。

2 団員は、利用者証を不正に使用または特典応援に関して応援の店に強要するなど不適切な行為をしてはならない。なお、応援の店の利用に際して損害等が発生した場合の責任は、当該団員が有するものとし、しまね消防団員さんさんクラブ規約の規定を準用するものとする。

(応援の店の公表)

第8条 島根県消防総務課長は、応援の店の名称等について、ホームページ等により公表するものとする。

2 各市町村及び消防団は、各市町村内の応援の店の名称等について、ホームページ等により公表することができる。

(登録内容の変更)

第9条 応援の店は、表示証の記載内容の変更、応援特典の変更または中止をしようとするときは、別に定めるしまね消防団応援の店登録変更届を、各市町村の消防団事務局または県に提出するとともに、速やかに店頭等での利用者周知に努めなければならない。

(登録の取消し)

第10条 島根県消防総務課長は、応援の店が事業を廃止等したとき又は偽りその他不正な手段により表示証等の交付を受けたとき、又は応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 第1項の規定により登録が取り消しとなった応援の店は、速やかに表示証等を返還しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、島根県消防総務課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

その他参考情報

○ https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/shobohoan/syouboudann.html